

2008年11月25日

mail ニュース

No.14・通巻202号

自治労連 都庁職

自治労連都庁職員
労働組合

発行人 米山隆史

TEL 03-5381-0250

憲法いかす自治体労働者東京 連絡会が第4回総会を開催

「憲法をいかす自治体労働者東京連絡会」は11月21日、第4回総会を新宿農協会館で開催しました。

挨拶に立った堤代表世話人は、現在開会されている第170臨時国会の情勢などに触れながら、新テロ特措法は18日の採決が見送られたが、再議決に向けて国会会期の延長を企てており、油断するわけには行かない、と述べました。

続いて矢吹事務局長が、この一年間の経過報告とこれからの行動について提起しました。

その後、今年の4月に名古屋高裁で画期的な到達点となった「イラク派兵違憲判決」について、訴訟弁護団事務局長の川口弁護士が記念講演を行いました。

川口さんは、この判決の反響はきわめて大きく、半年間で210回の報告会が行われている。石垣島では3回も開催され、市当局の広報カーで宣伝が行われたほどだ。今回の判決は3200人に上る原告団の思いが形となったものであると同時に、こうしたすばらしい判決を行った裁判官を孤立化させないという闘いでもあります。

名古屋高裁判決の一つの特徴は、政府などの主張とは異なり、実際は「日本が戦争をしている」という実態を事実に基づいて暴いたという点にあります。米軍の掃討作戦の実態を克明に認定し、自衛隊が輸送している対象のほとんどが武装した多国籍軍（主にアメリカ軍）の兵員であること、しかも自衛隊が米兵輸送を開始した「平成18年7月」の翌月から米兵は増派され、その後いっそう掃討作戦は激しさを増し、民間人を多数殺戮し、イラクは泥沼化した戦争状態となりました。つまりバグダッドは「戦闘地域」として認定した。航空自衛隊の行ってきたことは、明白に「憲法第9条1項違反である」と断じたのです。

この判決を生み出したのは、原告と弁護団の4年間に及ぶ真剣な闘い、具体的にはこれまでに100回以上のスタッフ会議、毎回100人以上の傍聴者、準備書面も延べで100回以上作成したことにあります。

もちろん、これに応えた裁判官も人間味あふれる判決を行いました。例えば「(提訴に)込められた切実な思いには、平和憲法下での日本国民として共感すべき部分が多く含まれている」などの表現は判決文としては極めて異例です。

「イラク特措法」や「憲法改悪」など、情勢がめまぐるしいことはもちろんですが、今日本はすでに戦争をしているのだということを、裁判所はこの判決で示しました。「将来の戦争」どころではない、現に戦争している国民への警鐘なのだ、裁判所はやるべきことはやったのだから、この判決をいかすのは私たちだ、と話を結びました。

そのあと、東大和市職、都庁9条の会、江東区職労が取り組みの実践報告を行い、新しい役員体制を確認し、第4回総会は終了しました。